(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市長(以下「市長」という。)及び川崎港振興協会会長(以下「会長」という。)が川崎港の振興発展に資するための施策の一環として、川崎港に初入港する船舶及びこれらに類する船舶(以下「対象船舶」という。)を歓迎するために必要な事項を定めるものとする。

(対象)

- 第2条 対象船舶は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 初入港船(総トン数が3,000トン以上の商船のうち、竣工後2年以内に、川崎港に初めて入港した船舶をいう。)
- (2) 川崎港内における新造披露船
- (3) 定期又は定期的航路の開設に伴う就航第1船
- (4) 国際親善のため、特に必要と認めた船舶
- (5) その他川崎港の振興対策上、必要と認めた船舶

(歓迎方法)

- 第3条 市長及び会長は、歓迎主催者として歓迎の意を表すため、記念品等を贈呈するものとする。なお、記念品等については、盾及び川崎港の振興に資する物品とする。
- 2 前項記念品等は、原則として港営課より船舶代理店等へ引き渡し、船舶代理店等から贈呈してもらうこととする。ただし、レセプション等が実施される場合は代理店等と協議の上、贈呈方法を決定する。

(対象船の把握、連絡等)

第4条 港営課長は、船舶代理店等から川崎港初入港船申出書(様式1)の提出があったときは、対象船舶を確認し、船舶代理店等と記念品等の引渡し日時、歓迎方法等について調整を図るとともに、会長に連絡し、会長は記念品等を用意するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長と協議し市長が別に定める。

附則

この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和62年7月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年9月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月1日から施行する。